東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の都市計画決定について（都決定）

**１ 概要**

「住宅市街地の開発整備の方針」は、良好な住宅市街地の開発整備を図る長期的かつ総合的なマスタープランである。住宅市街地にかかわる土地利用や市街地再開発事業及び都市施設等の都市計画を一体的に行うことにより個々の関連事業の効果的な実践や民間の建築活動を適切に誘導することを目的とする。

　今般、東京都は、関連計画（都市計画区域マスタープラン、住宅マスタープラン）の改定に伴い、「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画変更に向け、都市計画の手続きを進め、令和４年１０月に改定したことから報告する。

**２ 経過**

令和３年１０月 【区】 都市計画審議会 報告

令和３年１２月 【都】 都市計画変更原案の公告・縦覧・公述申出の受付

　　　　　　　　　　　（公述の申出がなかったため、公聴会の開催なし）

**令和4年 ３月 【区】 住宅まちづくり審議会書面開催**

**原案を添付し、今後の流れについて報告（特段のご意見無し）**

令和４年　４月 【都】 都市計画変更案の決定、区に意見照会

令和４年　６月 【都】 都市計画変更案の公告・縦覧・意見書の受付

令和4年　７月 【区】 都市計画審議会を開催したが、本件支障なしと回答あり

令和４年　８月 【区】 都に意見照会回答

９月 【都】 都市計画審議会審議

１０月 【都】 都市計画決定・告示

**３ 資料**

次第記載のとおり